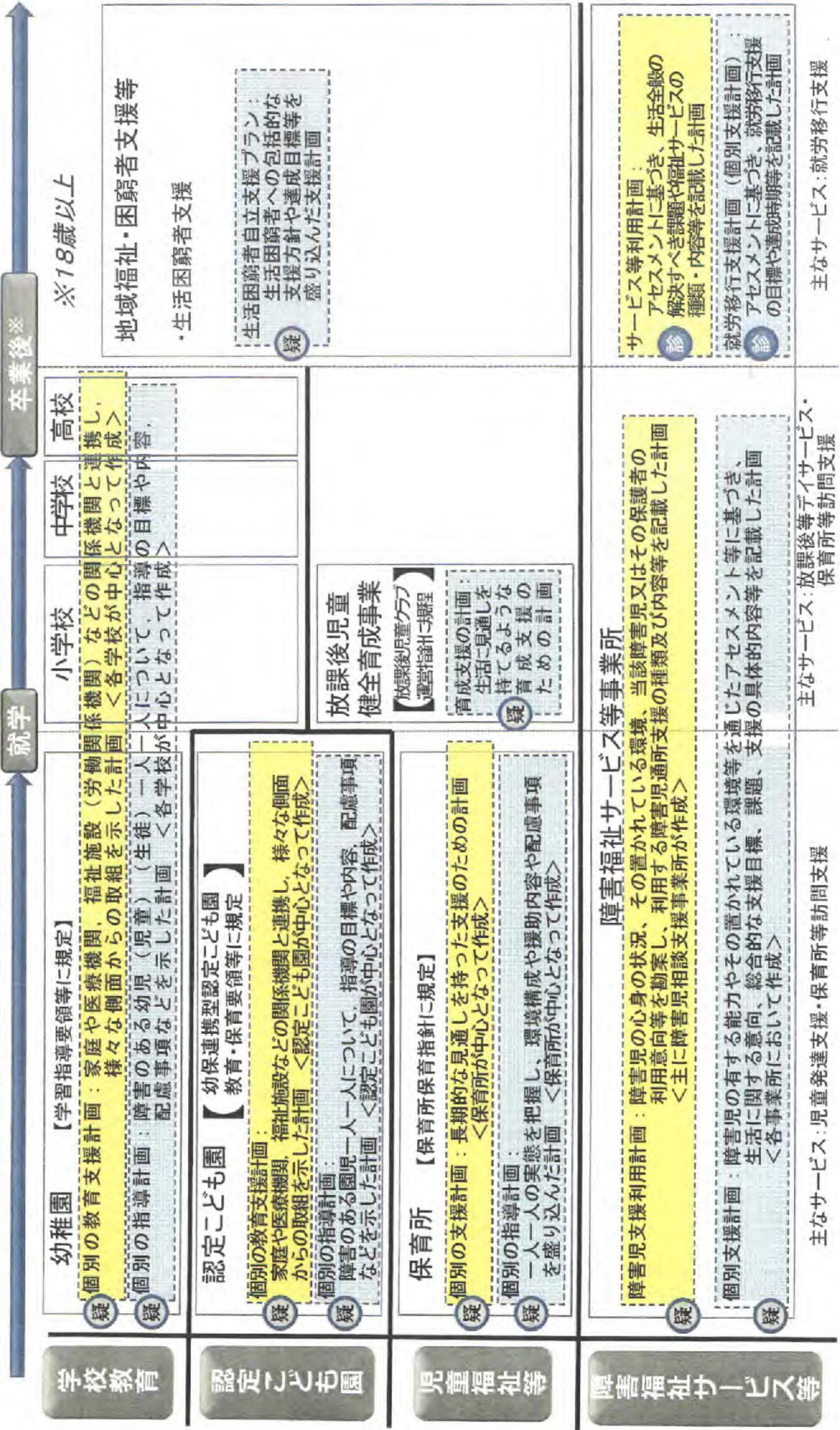


発達障害児（者）に対して作成される個別の支援計画等について（イメージ）

【未定稿につき取扱注意】

個別の支援計画：
障害のある子ども達の発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画
【障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）に規定】

診：発達障害のいずれかの診断のある者に対して作成
（診断のある者は、手帳取得も可能）
疑：発達障害の疑いのある者に対しても作成



発達障害者に対する雇用支援策

(法 § 10関係)

◎ 発達障害者を対象とした支援施策

(1) 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

ハローワークにおいて、発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じて、専門支援機関である地域障害者職業センターや発達障害者支援センター等に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、きめ細かな個別相談、支援を実施する。

※就職支援ナビゲーター（発達障害者等支援分）の配置（安定所）
平成27年度：全国47局90名

(2) 発達障害者の就労支援者育成事業

発達障害者支援関係者等に対して就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会を実施するほか、事業所において発達障害者を対象とした職場実習を実施することにより、雇用のきっかけ作りを行う体験型啓発周知事業を実施する。

※実施箇所数：8箇所（職場実習は47局）

(3) 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、発達障害者について、ハローワーク等の職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を行う。

※平成21年度に発達障害者雇用開発助成金と難治性疾患患者雇用開発助成金を創設。平成25年度に両助成金を統合

(4) 発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及び地域障害者職業センターにおける「発達障害者に対する体系的支援プログラム」の実施

発達障害者の雇用促進に資するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センターにおいて発達障害者の就労支援に関する研究を行うとともに、発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及びその蓄積を図る。

また、これら技法開発の成果を活用し、地域障害者職業センターにおいて「発達障害者に対する体系的就労支援プログラム」を実施し、発達障害者に対する支援の充実を図る。

※（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構交付金事業

◎ 発達障害者が利用できる支援施策

(1) ハローワークにおける職業相談・職業紹介

個々の障害者に応じた、きめ細かな職業相談を実施するとともに、福祉・教育等関係機関と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施する。併せて、ハローワークとの連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施する。

(2) 障害者試行雇用(トライアル雇用)事業

ハローワーク等の職業紹介により、障害者を事業主が試行雇用(トライアル雇用＝原則3か月)の形で受け入れることにより、障害者雇用についての理解を促し、試行雇用終了後の常用雇用への移行を進める。

(3) 障害者職場定着支援奨励金

障害者の雇用を促進し職場定着を図るため、障害者を雇い入れるとともに、その業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する事業主に對する助成を行う。

(4) 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業 〔訪問型・企業在籍型職場適応援助促進助成金〕

障害者が職場に適応できるよう、地域障害者職業センター等に配置されているジョブコーチが職場において直接的・専門的支援を行うとともに、事業主や職場の従業員に対しても助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案する。

なお、企業に雇用される障害者に対してジョブコーチによる援助を実施する事業主(訪問型)や自社で雇用する障害者に対してジョブコーチを配置して援助を行わせる事業主(企業在籍型)に対しては助成を行う。

(5) 障害者就業・生活支援センター事業

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関の連携の拠点となり、障害者の身近な地域において、就業面及び生活面にわたる一体的な支援を実施する。

(平成27年8月現在：327か所)

平成27年 8 月

警 察 庁

警察における発達障害者への対応について

1 専門教育における対応

- 捜査員等に対して、必要な専門的知識を修得させる「専門教育(刑事任用時等の教育)」において、発達障害者の取扱いにおける配意事項等を教育し、捜査員等が十分認識しておくべき事項を理解させる。
- その上で、現場の制服警察官が事案の取扱いにおいて発達障害者に対応する際には、必要に応じて自所属の捜査員等に報告し、対応要領について助言等を受けるものとする。

2 新人教育における対応

- 新たに採用された全ての警察官に対して実施する「採用時教育」において行う講義(「障害者等に配慮した警察活動」)や障害者施設における実習につき、発達障害について専門的知見を有する外部の者による講話を積極的に取り入れるなど、その特性について理解をする必要性が高い発達障害に関する教育に重点を置くこととし、その充実強化に努める。

3 捜査指導官による指導の強化

- 警察本部の捜査指導を担当する所属の幹部(警視又は警部)を発達障害者の取調べの指導、教養等を担当する捜査指導官とし、上記各種教育の担当者や福祉部門等関係機関との連携等により、発達障害者に係る専門的知見の向上に努めるとともに、第一線の捜査員に対し、特に取調べ時における留意事項等について教養を行う。
- その上で、第一線の捜査員が取調べ等において発達障害者に対応する際には、必要に応じて上記捜査指導官に報告し、対応要領について助言等を受けるものとする。

4 その他

- なお、指導教育の際に用いる資料として、関係機関から情報を収集するなど外部の知見を得ながら、警察庁において新たな執務資料を作成し、各級警察学校・都道府県警察に対して活用を指示する。

検察における取調べの録音・録画の実施状況

実施対象事件

平成26年10月、従来の試行から本格実施に移行

裁判員裁判対象事件(H18.8～)

知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件(H23.4～)

精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件(H24.11～)
※「精神の障害等」には発達障害を含む。

独自捜査事件であって、当該事件により被疑者を逮捕した事件(H23.3～)

上記4類型については、原則として、**全ての身柄事件で被疑者取調べの録音・録画を実施**

試行対象事件

平成26年10月から新たな試行を開始

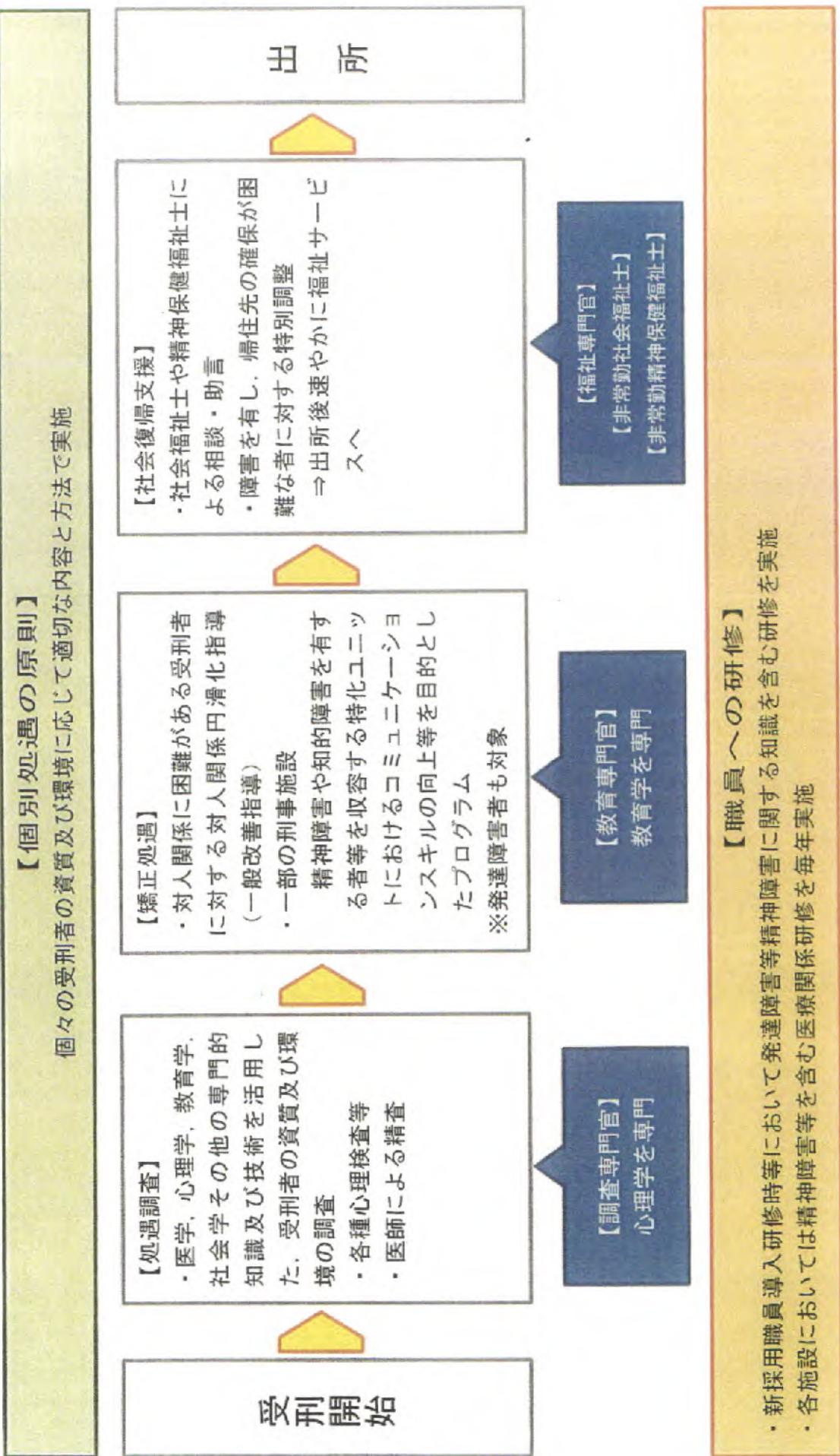
公判請求が見込まれる身柄事件であって、事案の内容や証拠関係、供述状況等に照らし、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件

公判請求が見込まれる事件であって、個々の事情により、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件

発達障害に関する教育・研修

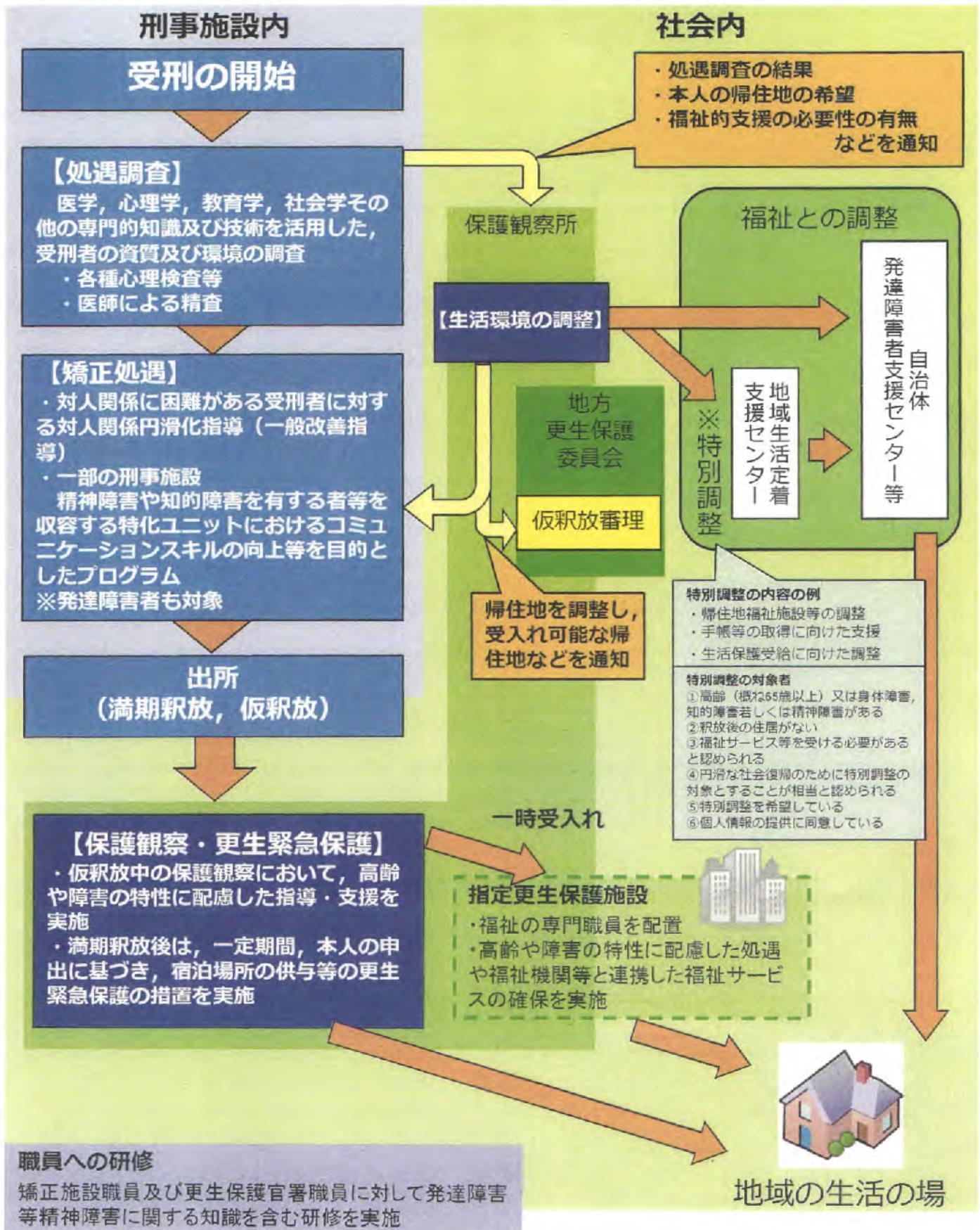
- 最高検に設置された専門委員会において実施
 - ・ 発達障害者を支援する関係団体等からのヒアリング
 - ・ 発達障害者の特性等をテーマとする講演会
(講演録DVDを各地の検察庁に配布)
- 各高検・地検において実施
 - ・ 精神科医を含む精神医療関係者、福祉団体、福祉関係者等による講義
 - ・ 精神医療関係者との意見交換会
- 法務省で行っている検察官に対する各種の研修において実施
 - ・ 精神障害等に関する講義
 - ・ 被疑者等の心身の状況や障害等の特性に応じた捜査・公判活動を行うよう指導

刑事施設における発達障害者への対応について

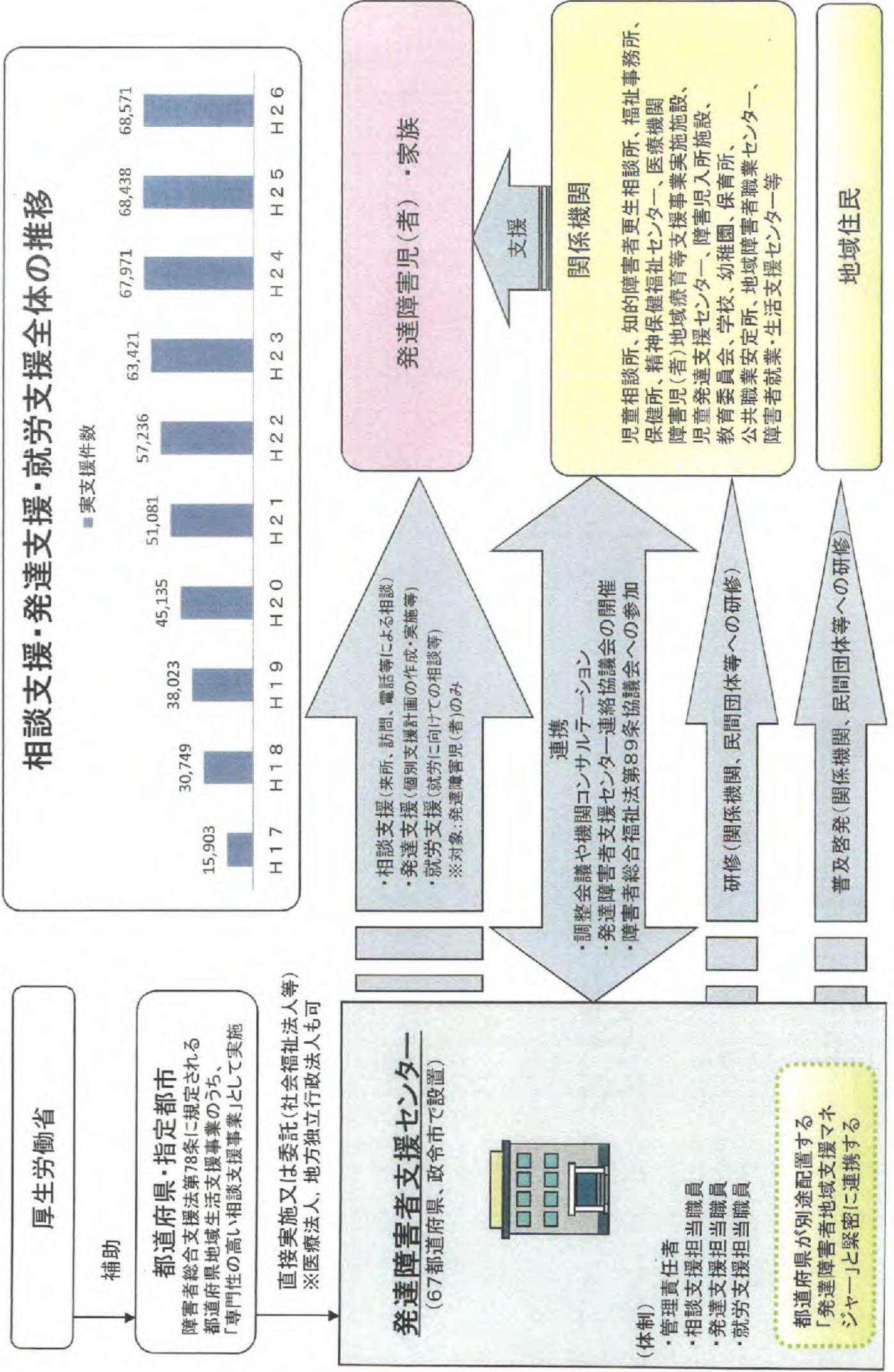




刑事施設及び更生保護における発達障害者への対応 (法務省矯正局・保護局)



発達障害者支援センター運営事業



発達障害者支援センターの地域支援機能強化

発達障害については、支援のためのノウハウの普及が十分に行われていないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっていることから、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制を整備する。

発達障害者支援センター（地活事業）職員配置：4名程度



- 相談支援（来所、訪問、電話等による相談）
- 発達支援（個別支援計画の作成・実施等）
- 就労支援（発達障害児（者）への就労相談）● その他研修、普及啓発、機関支援

（課題）

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。



都道府県等 発達障害者支援体制整備（地活事業）

- 発達障害者支援体制整備検討委員会 ● 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進 ● ペアレントメンター（コーディネータ）

地域支援機能の強化へ



地域支援体制マネジメントチーム

発達障害者地域支援マネジャーの配置：6名程度
 ・原則として、センターの事業として実施
 ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

市町村

全年代を対象とした支援体制の構築
 （求められる市町村の取組）
 ①アセスメントツールの導入
 ②個別支援ファイルの活用・普及

体制整備支援（2名）



事業所等

困難事例の対応能力の向上
 （求められる事業所等の取組）
 対応困難ケースを含めた支援を的確に実施

困難ケース支援（2名）



医療機関

身近な地域で発達障害に関する適切な医療の提供
 （求められる医療機関の取組）
 ①専門的な診断評価
 ②行動障害等の入院治療

医療機関との連携（2名）



発達障害者支援地域協議会（仮称）

○発達障害者支援地域協議会（仮称）の概要

医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係分野の有識者、発達障害者地域支援マネージャー及び担当部局、当事者団体、親の会、発達障害者支援センターの関係者などにより構成。各都道府県・指定都市に**設置する**。

○事業内容

都道府県等内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握し、市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証を行い、管内の発達障害者支援の体制について検討し、その実施状況を検証（フォローアップ）する。

都道府県・指定都市

【発達障害者支援センター】

- ・発達障害者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行う。
- ・関係機関との連携強化により、発達障害者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進

【発達障害者地域支援マネージャーの配置】

（市町村・事業所等支援、医療機関との連携及び困難ケースへの対応等の地域支援機能強化）

発達障害者支援地域協議会（仮称）

- ①都道府県等内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握し、市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証
- ②マネージャーの配置、センターの拡充を推進
- ③家族支援、アセスメントツールの導入促進と展開に関する計画の作成、推進

現状等の把握 活動状況の検証

・現状等の把握
・活動状況の検証

特別支援連携協議会

特別支援教育関連事業において
教育委員会等に設置

【家族支援等】

- ・ペアレント・トレーニング
（家族の対応力向上：平成26年度～）
- ・ソーシャルスキル・トレーニング
（当事者の適応力向上：平成26年度～）
- ・ペアレント・メンターの養成
- ・ペアレント・メンター・コーディネーターの配置

【発達障害特有のアセスメントツールの導入促進】
（M-CHAT・PARS・Vineland-II等の導入を促進する研修の実施）

派遣・サポート
（専門的、技術的なバックアップ）

市町村

- 1)住民にわかりやすい窓口の設置
※小規模な市町村は連絡先の周知
- 2)関係部署との連携体制の構築

支援体制の相談



現状等の把握
活動状況の検証

展開・普及

3)早期発見、早期支援（アセスメント、ペアプロ、メンター）を行うための

- (a)人材確保
- (b)人材養成
- (c)専門的な機関との協力

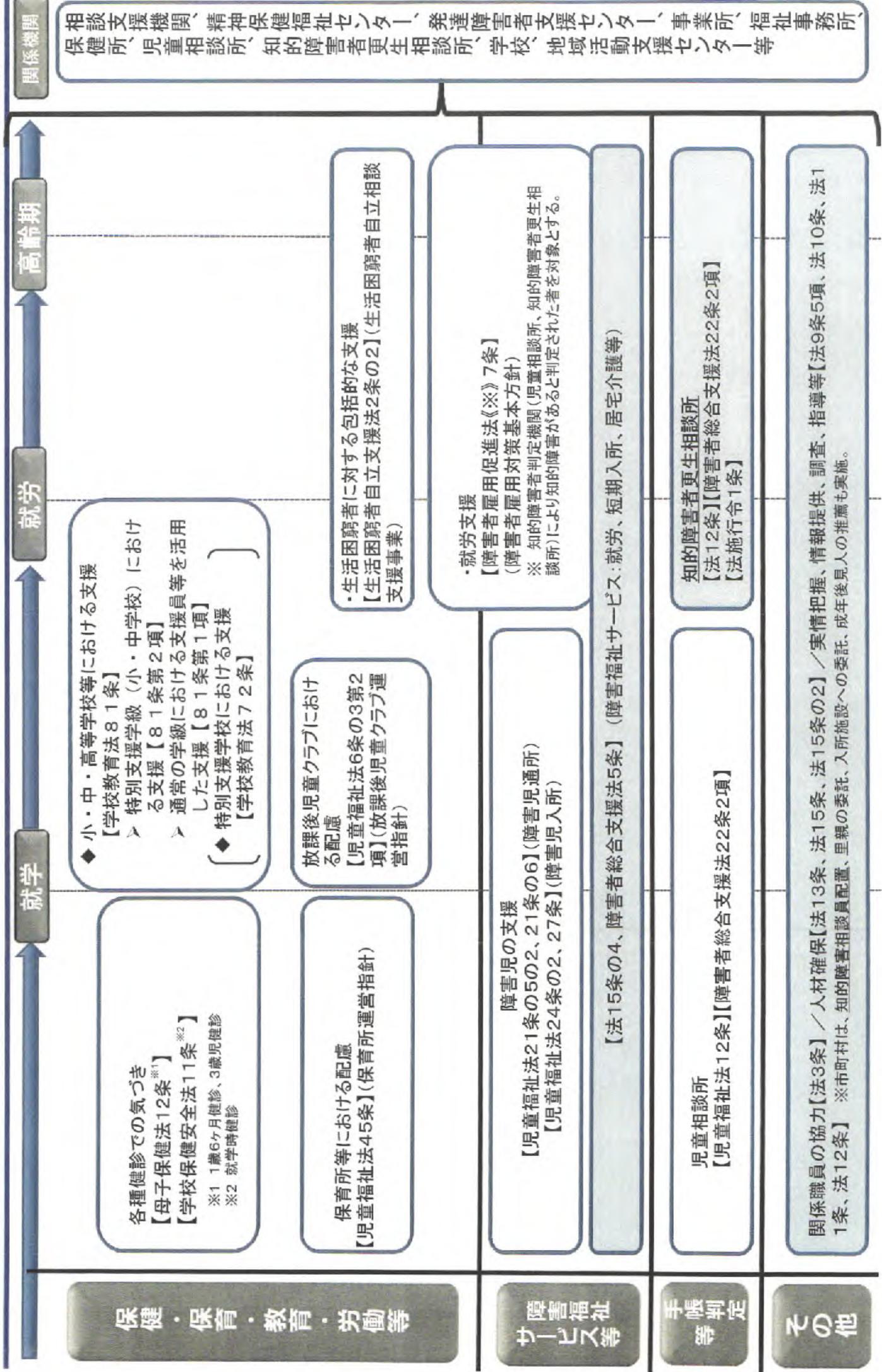


・発達障害者支援地域協議会を設置し、地域における発達障害支援体制の構築を一層推進

・この協議会が機能することにより、支援体制の検討と体制整備の検証が関係者の連携の下、計画的に行われることが期待される。



軽度の知的障害者（疑いのある者も含む）に対する支援の全体像のイメージ



相談支援機関、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、事業所、福祉事務所、保健所、児童相談所、知的障害者更生相談所、学校、地域活動支援センター等

関係機関

高年齢

就労

就学

保健・保育・教育・労働等

障害福祉サービス等

手帳判定等

その他

知的障害者の状態像と人数規模のイメージ

